

特許権	判決年月日	令和3年1月14日	知財高裁第2部
	事件番号	令和2年(行ケ)第10066号	
○ 発明の名称を「2軸ヒンジ並びにこの2軸ヒンジを用いた端末機器」とする特許について、進歩性欠如を理由に無効とした審決の一部を取り消した事例。			

(事件類型) 審決(無効)取消 (結論) 一部取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第5892573号

判決要旨

1 本件は、発明の名称を「2軸ヒンジ並びにこの2軸ヒンジを用いた端末機器」とする特許を無効とした審決の取消訴訟であり、争点は、進歩性の有無である。

2 本判決は、概略、以下のとおり判示して、審決のうち請求項1に係る部分を維持したが、請求項2及び3に係る部分を取り消した。

(1) 取消事由1のうち甲1発明を主引用発明とした場合の請求項1に係る発明(以下「本件発明1」という。)の進歩性について

ア 本件発明1と甲1発明との間には、相違点1'及び相違点2が存在するが、相違点1'は、以下のとおりである。

本件発明1は、「前記第1ヒンジシャフト及び又は前記第2ヒンジシャフトの回転時にフリクショントルクを発生させるフリクショントルク発生手段」を設け、同フリクション発生手段が「前記第1ヒンジシャフト及び前記第2ヒンジシャフトの各フランジ側と前記選択的回転規制手段の一方の側に設けたところの前記第1ヒンジシャフトと前記第2ヒンジシャフトを回転可能に挿通させた第1軸受孔と第2軸受孔を有するフリクションプレートと、前記フリクションプレートの隣に前記第1ヒンジシャフトに対し軸方向にスライド可能であるが回転を拘束させて取り付けしたフリクションワッシャーと、前記フリクションプレートの隣に前記第2ヒンジシャフトに対し軸方向へスライド可能であるが、回転を拘束させて取り付けしたフリクションワッシャーを有するもの」であり、また、本件発明1の「弾性手段」は、「吸い込み手段」と「フリクショントルク発生手段」の「両方に作用する」ものであるのに対し、甲1発明は、「前記第1軸部111上に設置されて回転トルクを提供する第1トルク装置21と、前記第2軸部121上に設置されて回転トルクを提供する第2トルク装置22と」が、「支持片512の外側面に接触する」「前記第1自動閉合輪213及び前記第2自動閉合輪223に接して設けられており、また、「前記第1自動閉合輪213及び前記第2自動閉合輪223を圧迫」するものとされている点。

イ 相違点1'の判断

(ア) 特許請求の範囲請求項1の記載及び本件明細書の記載からすると、本件発明1においては、フリクショントルクは、フリクショントルク発生手段のみによって発生するのではなく、少なくとも吸い込み手段からも発生しているというべきであり、したがって、本件発明1

の「フリクシントルク」とは、任意の開閉角度で自由に停止保持させることを可能とするフリクシントルクを意味するが、同フリクシントルクを「フリクシントルク発生手段」のみによって発生する必要はないというべきである。そして、ヒンジが上記のフリクシントルクを発生させており、同ヒンジにおいて、フリクシントルクのほとんどを発生させているなど、同ヒンジのフリクシントルク発生機能を担っていると明確に認識できる部材がない場合は、同フリクシントルクを発生させる部材であって、特許請求の範囲の請求項 1 に記載された構成を有する部材であれば、本件発明 1 の「フリクシントルクを発生させるフリクシントルク発生手段」に当たると解するのが相当である。

(イ) 甲 1 発明において、支持片 5 1 1 と第 1 ストップ輪 4 1 1 ・第 2 ストップ輪 4 1 2 の間、支持片 5 1 1 と第 1 位置制限カム 5 2 1 ・第 2 位置制限カム 5 2 2 の間、第 1 位置制限カム 5 2 1 ・第 2 位置制限カム 5 2 2 と支持片 5 1 2 の間、支持片 5 1 2 と第 1 自動閉合輪 2 1 3 ・第 2 自動閉合輪 2 2 3 の間に摩擦が生じており、これらの摩擦が合わさることにより、任意の開閉角度で自由に停止保持させることを可能とするフリクシントルクが発生しており、それらの間に生じる摩擦の程度については、いずれも同程度の面積の接触面から発生しているから、それらに顕著な差があるとは認められず、いずれかが、フリクシントルクのほとんどを発生させているなど、ヒンジのフリクシントルク発生手段を担っていると明確に認識できる部材であるということとはできない。

したがって、甲 1 発明の支持片 5 1 1 及び第 1 ストップ輪 4 1 1 ・第 2 ストップ輪 4 1 2 は、本件発明 1 の「フリクシントルクを発生させるフリクシントルク発生手段」に当たるといえるべきである。

(ウ) そして、甲 1 発明の第 1 トルク装置 2 1 及び第 2 トルク装置 2 2 は、本件発明 1 の「弾性手段」に当たり、また、ストップ機構 4 0 及び支持片 5 1 2 は、第 1 トルク発生装置・第 2 トルク発生装置によって圧迫されているから、甲 1 発明においては、「弾性手段」は、「吸い込み手段」と「フリクシントルク発生手段」の双方に作用するといえる。

(エ) 以上より、相違点 1' は、実質的な相違点ということとはできない。

ウ 相違点 2 の判断

当業者は、相違点 2 に係る甲 1 発明の構成を本件発明 1 の構成とすることを容易に想到することができたといえる。

エ よって、本件発明 1 は、甲 1 発明に基づき容易に発明することができたといえるべきである。

(2) 甲 2 発明を主引用発明とした場合の請求項 2 に係る発明（以下「本件発明 2」という。）の進歩性について

ア 本件発明 2 と甲 2 発明との間には、相違点 A 及び相違点 B が存在するが、相違点 A は、以下のとおりである。

本件発明 2 は、「第 1 ヒンジシャフト」と「第 2 ヒンジシャフト」とを「平行状態で互いに回転可能となるように連結した部材」を「所定間隔を空けて設けられ」「て成る連結部材及び

スライドガイド部材」とし、「第1ロックカム部材」、「第2ロックカム部材」及び「ロック部材」は、「前記連結部材及び前記スライドガイド部材の間に」「設けられ」ており、しかも、「ロック部材」は、「前記連結部材と前記スライドガイド部材に対しスライド可能に係合される」ものであるのに対し、甲2発明は、第1回転軸11と第2回転軸21とを平行状態で互いに回転可能となるように連結する部材である「接続部材3」に対して、「第1当接部112」及び「第2当接部212」は隣接して設けられ、また、「摺動位置決め部34」は、「接続部材3」の「軌道部33に沿って摺動する」ように設けられている点。

イ 相違点Aの判断

甲2発明に係るヒンジは、接続部材3に接続される接続板41と、同接続板41に設置され、それぞれ第1回転軸11及び第2回転軸21とが設置される第1嵌接部42及び第2嵌接部43とを有する軸スリーブ4並びに同軸スリーブ4を収容するハウジング5を備えていることが認められ、同部材により、第1回転軸11及び第2回転軸21を安定して平行状態で回転可能に支持できるから、甲2発明においては、甲1文献記載の「2軸式ヒンジ（2軸ヒンジ）」において、第1回転軸11と第2回転軸12とを平行状態で互いに回転可能となるように連結する、一対の支持片511、512の間に、第1位置制限カム521、第2位置制限カム522及び一対の支持片511、512に対し、両側の短軸534により揺動可能である切換片53を設けることにより、第1回転軸11と第2回転軸12を交互に回転させるようにした点」との技術的事項（以下「甲1文献記載技術的事項2」という。）を適用する必要はない。

甲1発明において、第1自動閉合輪213・第2自動閉合輪223、支持片512、切換片53は、機能的に連動しており、一体的に構成されているといえる。また、切換片53、第1位置制限カム521・第2位置制限カム522、支持片511、第1ストッパ輪412・第2ストッパ輪411も、機能的に連動しており、一体的に構成されているといえ、さらに、これらの部材と上記の第1自動閉合輪213・第2自動閉合輪223、支持片512も一体的に構成されているといえる。そして、上記の一体的に構成された部材から、支持片511及び支持片512のみを取り出して、一対の支持片を有するという構成を甲2発明に適用する動機付けはないというべきである。

甲2発明は、甲1発明のストッパ機構に相当する部材及び選択的回転規制手段を備えていると認められるところ、甲1発明の上記の一体的に構成された部材は、ストッパ機構と選択的回転規制手段を含むものであるから、甲1発明の上記の一体的に構成された部材を甲2発明に適用しようとする動機付けもないというべきである。

したがって、甲2発明に甲1文献記載技術的事項2を適用する動機付けはないというべきであり、甲2発明の相違点Aに係る構成を本件発明2の構成とすることが甲1文献により動機付けられているということとはできない。

ウ よって、本件発明2が、甲2発明に甲1文献に記載された技術を適用して、容易に発明できたということとはできない。

